

平成29年10月19日

各位

日興アセットマネジメント株式会社

「上場インデックスファンド中国A株（パンダ）CSI300」 重大な約款変更に係る書面決議の基準日設定公告

このたび当社では、「上場インデックスファンド中国A株（パンダ）CSI300」（以下、当ETFといいます。）（証券コード：1322）におきまして、重大な約款変更を提案し、法令の規定に従い書面による決議を行なう予定です。当該書面決議においては、平成29年11月7日を基準日と定め、当該基準日現在の受益者名簿上の受益者を、当該書面決議において議決権を行使できる受益者と定めさせていただきますので、ここにお知らせいたします。

なお、当該約款変更に係る書面決議が可決された場合、平成30年1月9日に当局への届出を行ない、平成30年2月1日付で約款変更を実施する予定です。

- 当ETFは、継続して東京証券取引所に上場され、東京証券取引所を通じた当ETFの売買方法は従来通りで変更はございません。
- 重大な約款変更に係る書面決議に関する書類の送付
平成29年11月7日時点での受益者（当ETFを保有されている方）に対し、平成29年12月7日に書面決議に関する書類を発送いたします。具体的な手続きおよびそれに関するお問い合わせの方法は、お送りする書類の中でご確認ください。
- このたびのすべての約款変更にご同意いただける場合、特別な手続きは必要ございません。
約款変更について賛否を問う書面決議を行ないませんが、議決権行使書類のご返信がなされない場合は、約款の規定に基づき、変更案に賛成とみなされますので、議案に賛成の受益者の方は、何もお手続きいただく必要はございません。

【約款変更（予定）に関する日程】

- | | |
|--------------------------|------------------|
| ● 書面決議の対象受益者の確定基準日 | : 平成29年11月7日（火） |
| ● （受託銀行からの）書面決議に関する書類発送日 | : 平成29年12月7日（木） |
| ● 議決権行使書面による議決権行使期限 | : 平成29年12月22日（金） |
| ● 書面決議日 | : 平成30年1月5日（金） |
| ● 買取請求開始日（予定） | : 平成30年1月9日（火） |
| ● 買取請求終了日（予定） | : 平成30年1月29日（月） |
| ● 約款変更実施日（予定） | : 平成30年2月1日（木） |

日興アセットマネジメント株式会社

〒107-6242 東京都港区赤坂9丁目7番1号 ミッドタウン・タワー

www.nikkoam.com

1. 約款変更（予定）の内容および理由

＜議案A：金銭による一部解約スキームへ移行＞

当ETFの当初設定時、法令上、ETFにおける金銭による一部解約は認められていなかったため、当ETFを換金しようとする受益者は、金銭を受け取るのではなく、当ETFが投資対象とする投資信託証券である「CSI300インデックスオープン（適格機関投資家転売制限付）」の受益権を受け取るスキームとなっており、最終的に金銭を受け取るためには、さらに当該交換用私募ファンドの受益権を解約請求して換金する必要があります。

現在、ETFにおける金銭による一部解約については、関係法令・諸規則が整備されて移行可能な状態であることから、このたび弊社では、受益者の利便性向上を図るため、当ETFの換金時に金銭を受け取るスキームへ移行すべく、信託約款の一部に所要の変更を行なう予定です。

これに伴ない、交換用私募ファンドである「CSI300インデックスオープン（適格機関投資家転売制限付）」はその役割を終えるため、当ETFの投資対象から削除いたします。

また、金銭による一部解約スキームに対応すべく、「資金の借入れ」や「償還時における金銭の支払い」等の必要な変更を実施いたします。

◆ご参考：変更前後の比較表

	変更前	変更後
交換/解約スキーム	【交換用私募ファンドの受益権による交換スキーム】 毎営業日の午後3時まで、交換請求できます。	【金銭による一部解約スキーム】 毎月1日 ^{※1} から毎月10日 ^{※2} の午後3時までを解約請求期間として、解約請求できます。
交換/解約請求受付日	交換請求された当日を交換請求受付日とします。	解約請求された月の16日 ^{※3} を解約請求受付日とします。
交換/解約価額	交換請求受付日の翌営業日の基準価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.6%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額
交換/解約代金	交換請求受付日から起算して5営業日目	解約請求受付日から起算して5営業日目
交換/解約単位	5万口以上で指定証券会社が定める単位	1万口以上で指定証券会社が定める単位
交換/解約申込不可日	次に該当することとなる場合には、交換請求の受付は行ないません。 1) ファンドの計算期間終了日の3営業日前以降の2営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前以降の3営業日間） 2) 1)のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき	月初の特定期間に解約請求を行なうスキームとなるため、申込不可日は設けません。 ただし、解約請求受付日は※3に記載の通り、海外の休業日の影響を受けて決定されます。

※1) 休業日の場合は、翌営業日とします。

※2) 休業日の場合は、前営業日とします。

※3) 日本の銀行、上海証券取引所、深セン証券取引所または中国の銀行が休業日の場合は、翌日以降の日本の銀行、上海証券取引所、深セン証券取引所または中国の銀行のいずれもが営業日である日とします。

<議案B：繰上償還に係る条件の追加>

現在、当ETFにおいては、「ファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合に、書面決議の手続きを行なった上で繰上償還することができる」旨を規定しております。

ところで、近年の中国を取り巻く証券制度・市場慣行は著しく変化しており、市況動向の不確実性と相まって、当ETFの純資産総額が増加傾向となるか減少傾向となるか、その予測は困難と言わざるを得ません。

今後、仮に当ETFの純資産総額が減少して、対象インデックスへ連動する運用が困難な状況となった際には、遅滞なく当ETFを償還させることが受益者の利益に資すると考え、弊社では繰上償還に係る条件として新たに「ファンドの純資産総額が5億円を下回ることとなった場合に、書面決議の手続きを行なうことなく繰上償還する」旨を規定いたします。

2. 書面決議の判定

議案AおよびBに関する書面決議はそれぞれ、賛成の意思表示をされた受益者（約款の規定に基づき、議決権を行使されず賛成とみなされた方を含みます。）が保有する平成29年11月7日現在の受益権口数が、平成29年11月7日現在の受益権総口数の3分の2以上であった場合に可決されます。

3. 書面決議に反対された受益者の買取請求手続き

議案AおよびBに関する書面決議に関しては、「投資信託及び投資法人に関する法律第18条」に基づいて、書面決議に反対された受益者は平成30年1月9日から平成30年1月29日までの間に、当ETFの受託会社に対して、平成29年11月7日時点で保有する受益権について当該信託財産をもって買取を当社所定の手続きに基づいて請求することができます。

なお、書面決議に反対された受益者が必ず買取請求しなければならないわけではありません。

4. 約款変更の日程および手続き

日程	手続き内容
平成29年11月7日（火）	<書面決議基準日> 当該基準日現在の受益者名簿上の受益者をもって、書面決議における議決権を行使できる受益者といたします。
平成29年12月7日（木）	<議決権行使書面の送付> 受託銀行より議決権を行使できる受益者宛に約款変更に関する書類として「議決権行使書」、「書面決議参考書類」等を発送いたします。 （受益者は保有する受益権の口数に応じて議決権を有します。） 約款変更「反対」される場合には、同封する「議決権行使書」の該当する議案の「否」の欄に丸印をつけてご返送ください。 すべての約款変更の議案にご同意いただける場合、特別な手続きは必要ありません。 （返送されなかったものについては、約款の規定により、賛成として取り扱われます。）
平成29年12月22日（金）	<議決権行使期限> 議決権行使書返送の期限となり、当日までの到着分をもって有効といたします。
平成30年1月5日（金）	<書面決議> 「重大な約款変更」の可否の決定日となります。 平成29年12月22日（金）までに到着した「議決権行使書」をもって書面決議を行ないます。賛成の意思表示をされた受益者が保有する平成29年11月7日現在の受益権口数が、平成29年11月7日現在の受益権総口数の3分の2以上であった場合に可決されます。

平成30年1月9日(火)～ 平成30年1月29日(月)	<買取請求期間(予定)> 書面決議が可決された場合、書面決議に反対の意思表示をされた受益者は当該期間に保有する受益権の買取りを受託会社に請求することができます。買取請求対象となるのは平成29年11月7日時点の保有受益権のうち、買取請求時点で保有する受益権に限ります。 書面決議に反対された受益者が必ず買取請求しなければならないわけではありません。
平成30年2月1日(木)	<約款変更実施日(予定)> 書面決議が可決された場合、信託約款の変更が実施されます。

5. 約款の新旧対照表(案)

追加型証券投資信託 上場インデックスファンド中国A株(パンダ)CSI300 約款

約 款 の 新 旧 対 照 表

<議案A:金銭による一部解約スキームへ移行>

新	旧
(受益者名簿の作成と名義登録) 第16条 ①受託者は、この信託に係る受益者名簿を作成し、計算期間終了日および信託終了日現在において、社振法等関係法令、諸規則等に基づき振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を、振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権に係る受益者として、その氏名または名称および住所その他受託者の定める事項を受益者名簿に登録するものとします。なお、受託者は他の証券代行会社等、受託者が適当と認める者と委託契約を締結し、受益者名簿の作成を委託することができます。	(受益者名簿の作成と名義登録) 第16条 ①受託者は、この信託に係る受益者名簿を作成し、計算期間終了日現在において、社振法等関係法令、諸規則等に基づき振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を、振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権に係る受益者として、その氏名または名称および住所その他受託者の定める事項を受益者名簿に登録するものとします。なお、受託者は他の証券代行会社等、受託者が適当と認める者と委託契約を締結し、受益者名簿の作成を委託することができます。
②(略)	②(同左)
(運用の指図範囲) 第18条 ①(略) ②前項の規定にかかわらず、この信託の設定、 <u>解約</u> 、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図ができます。 1. 預金 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。) 3. コール・ローン 4. 手形割引市場において売買される手形	(運用の指図範囲) 第18条 ①(同左) ②前項の規定にかかわらず、この信託の設定、 <u>交換</u> 、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図ができます。 1. 預金 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。) 3. コール・ローン 4. 手形割引市場において売買される手形
(利害関係人等との取引等) 第19条 ①(略) ②前項の取扱いは、第22条および第25条から第26条の	(利害関係人等との取引等) 第19条 ①(同左) ②前項の取扱いは、第22条、第25条および第26条にお

日興アセットマネジメント株式会社

〒107-6242 東京都港区赤坂9丁目7番1号 ミッドタウン・タワー

www.nikkoam.com

<p>2 までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。</p> <p>③ (略)</p> <p>④委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第17条ならびに第18条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第22条および第25条から第26条の2までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。</p> <p>⑤ (略)</p>	<p>ける委託者の指図による取引についても同様とします。</p> <p>③ (同 左)</p> <p>④委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第17条ならびに第18条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第22条、第25条および第26条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。</p> <p>⑤ (同 左)</p>
<p>(運用の基本方針) 第20条</p> <p>①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。</p> <p>1. ～6. (略)</p> <p>7. 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付および空売りの指図は行ないません。</p> <p>8. ～9. (略)</p>	<p>(運用の基本方針) 第20条</p> <p>①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。</p> <p>1. ～6. (同 左)</p> <p>7. 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行ないません。</p> <p>8. ～9. (同 左)</p>
<p>(資金の借入れ) 第26条の2</p> <p>①委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。</p> <p>②前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。</p> <p>1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内</p> <p>2. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内</p> <p>③一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で</p>	<p>(新 設)</p>

<p>保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。</p> <p>④借入金の利息は信託財産中から支弁します。</p>	
<p>(収益分配) 第33条 ① (略)</p> <p>②毎計算期末に信託財産から生じた第1号に掲げる利益の合計額は、第2号に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰越します。</p> <p>1. 有価証券売買益(評価益を含む)、追加信託差益金、解約差益金 2. 有価証券売買損(評価損を含む)、追加信託差損金、解約差損金</p>	<p>(収益分配) 第33条 ① (同 左)</p> <p>②毎計算期末に信託財産から生じた第1号に掲げる利益の合計額は、第2号に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰越します。</p> <p>1. 有価証券売買益(評価益を含む)、追加信託差益金、<u>交換差益金</u> 2. 有価証券売買損(評価損を含む)、追加信託差損金、<u>交換差損金</u></p>
<p>(一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責) 第33条の2 ①受託者は、一部解約金について第34条第7項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</p> <p>②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。</p>	<p>(新 設)</p>
<p>(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い) 第34条 ①～② (略)</p> <p>③償還は、信託終了日現在において第16条の受益者名簿に名義登録されている者を信託終了日現在における受益者(以下「信託終了時受益者」といいます。)として、当該信託終了時受益者に、信託終了時の信託財産の純資産総額に相当する金銭を支払うことにより行ないます。なお、当該信託終了時受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p> <p>④信託終了時受益者に交付する金銭の額は、信託終了時の基準価額(信託終了時の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。)に、当該信託終了時受益者に属する受益権の口数を乗じた額とします。なお、この場合における税法上の受益権1口あたり元本の額は、信託終了時において信託されている金額を受益権総口数で除した金額とします。</p> <p>⑤第3項に規定する償還金の支払いは、原則として受</p>	<p>(収益分配金の支払い) 第34条 ①～② (同 左)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

<p>託者または第16条第2項に規定する会員が、信託終了後40日以内の委託者の指定する日から行なうものとし、信託終了時受益者は、受託者から送付される領収書をゆうちょ銀行に持ち込む方式や受託者から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式などにより償還金を受領できます。</p>	
<p>⑥受託者は、収益分配金および償還金の支払いについて、第16条第1項の規定に基づいて受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。</p>	<p>③受託者は、収益分配金の支払いについて、第16条第1項の規定に基づいて受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。</p>
<p>⑦一部解約金は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。</p>	<p>(新 設)</p>
<p>⑧前項に規定する一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者の営業所等において行なうものとします。</p>	<p>(新 設)</p>
<p>(収益分配金および償還金の時効)</p> <p>第35条</p> <p>①受益者が、収益分配金については第34条第2項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第34条第5項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者に帰属します。</p>	<p>(収益分配金ならびに信託終了時の交換投資信託証券および買取代金の時効)</p> <p>第35条</p> <p>①受益者が、収益分配金については前条第2項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了時における投資信託証券および買取りに係る金銭については信託終了日から10年間その交換または支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者に帰属します。</p>
<p>(一部解約)</p> <p>第36条</p> <p>①受益者は、信託期間中の各月16日(日本の銀行休業日、上海証券取引所の休業日、シンセン証券取引所の休業日または中国の銀行休業日の場合は、翌日以降の日本の銀行営業日、上海証券取引所の営業日、シンセン証券取引所の営業日かつ中国の銀行営業日とします。)を請求受付日として、自己に帰属する受益権について、1万口以上で委託者の指定する第一種金融商品取引業者が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。</p>	<p>(一部解約)</p> <p>第36条</p> <p>①受益者は、自己に帰属する受益権について、信託期間中においてこの信託の一部解約の実行を請求することはできません。</p>
<p>②受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、当該請求受付日の属する月の1日(休業日の場合は、翌営業日とします。)から10日(休業日の場合は、前営業日とします。)までの間(以下「解約請求期間」といいます。本条において同じ。)に、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に対し、振替受益権をもって行なうものとします。</p>	<p>(新 設)</p>
<p>③委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、受託者に対し、信託財産に属する有価証券その他の資産のうち、当該一部解約に係る受益権の信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行なうよう指図し、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対</p>	<p>(新 設)</p>

<p>して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p>	
<p>④前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.6%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。</p>	(新 設)
<p>⑤委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、受益者が第1項の解約の実行を請求したときは、当該第一種金融商品取引業者が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。</p>	(新 設)
<p>⑥委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。</p>	(新 設)
<p>⑦前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求受付日として、第4項の規定に準じて算定した価額とします。</p>	(新 設)
<p>(一部解約金の計算方法と計理処理) 第36条の2 ①一部解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額から当該基準価額に0.6%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額に、当該解約に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。 ②前条に定める受益権の一部解約にあつては、一部解約金と元本に相当する金額との差額を解約差金として処理します。</p>	(新 設)
<p>(受益権と信託財産に属する投資信託証券との交換) 第37条 (削 除)</p>	<p>(受益権と信託財産に属する投資信託証券との交換) 第37条 ①受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、5万口以上で委託者の指定する第一種金融商品取引業者が定める単位をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する投資信託証券との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。</p>

	<p>②受益者が、前項の交換の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に対し、受益権をもって行なうものとします。</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、交換請求日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者は、原則として交換請求を受け付けないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第29条に定める計算期間終了日の3営業日前以降の2営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前以降の3営業日間） 2. 前号のほか、委託者が、第20条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき <p>④第1項の交換の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、第6項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p> <p>⑤受託者は、第6項の委託者の交換の指図に基づいて、交換に係る振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび第7項に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受け入れ抹消したものとして取り扱います。</p> <p>⑥委託者は、第1項の交換の請求を受け付けた場合には、第38条の規定に従って受益権と信託財産に属する投資信託証券との交換の指図を行ないます。</p> <p>⑦委託者は、交換請求日の翌々営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したものとして取扱うこととし、受託者は、当該受益権に係る振替受益権が交換投資信託証券の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。</p> <p>⑧委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、第1項による交換時において、当該第一種金融商品取引業者が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。</p> <p>⑨受益者が交換によって取得できる投資信託証券の受益権口数は、交換請求日の翌営業日の基準価額に基づいて計算された口数とします。</p> <p>⑩委託者は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止等、投資対</p>
--	---

	<p>象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等により第20条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による交換請求の受付を中止することおよび既に受け付けた交換請求の受付を取消することができます。</p> <p>⑩前項により交換請求の受付が中止された場合には、受益者は、当該受付中止当日およびその前営業日の交換請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に当該交換請求を受け付けたものとしします。</p>
<p>（受益権と信託財産に属する投資信託証券との交換の指図等） 第38条 （削 除）</p>	<p>（受益権と信託財産に属する投資信託証券との交換の指図等） 第38条 ①委託者は、受益者が振替受益権を委託者に提示して前条第1項の請求を行ない、その請求を受け付けた場合には、受益者に受け渡す投資信託証券を指定し、受益者から提示された振替受益権の受益権口数から受益者が取得できる投資信託証券の受益権口数と、その交換に要する受益権口数を計算します。</p> <p>②委託者は、受託者に対し、前項の交換に要する受益権口数の振替受益権と信託財産に属する投資信託証券のうち交換の対象となる受益権を交換するよう指図します。</p> <p>③受託者は、交換のための振替受益権の抹消予定の申請が振替機関等に受け付けられたことを確認した場合に、委託者の指図に従い、受益者が前条第1項の請求を行なった委託者の指定する第一種金融商品取引業者に対する投資信託証券の交付のための振替機関等への振替の請求等を行なうものとし、原則として当該第一種金融商品取引業者に交換請求日から起算して5営業日目から信託財産に属する投資信託証券の交付を行ないます。</p> <p>④委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、前条の規定により受託者から交付を受けた投資信託証券を所定の手続きを経て受益者に速やかに交付するものとしします。</p>
<p>（受益権と投資信託証券の交換の計理処理） 第39条 （削 除）</p>	<p>（受益権と投資信託証券の交換の計理処理） 第39条 ①前条に定める受益権と投資信託証券の交換にあつては、交換に係る受益権口数に交換請求日の翌営業日の基準価額を乗じて得た金額と元本に相当する金額との差額を交換差金として処理します。</p>
<p>（受益権の買取り） 第40条 ①委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、<u>受益</u></p>	<p>（受益権の買取り） 第40条 ①委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、<u>以下</u></p>

<p>者の保有する受益権口数の合計が金融商品取引所の定める受益権の取引単位に満たない場合は、受益者の請求に基づいて当該受益権を買取ります。</p> <p>②受益権の買取価額は、買取約定日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.6%の率を乗じて得た額を信託財産留保額に相当する額として控除した価額とします。</p> <p>③～⑤（略）</p>	<p>の各号に該当する場合は、受益者の請求に基づいて当該受益権を買取ります。ただし、第2号に該当する場合は、信託終了日の3営業日前までに当該請求を行なうものとします。</p> <p>1. 受益者の保有する受益権口数の合計が金融商品取引所の定める受益権の取引単位に満たない場合</p> <p>2. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合</p> <p>②受益権の買取価額は、買取約定日の翌営業日の基準価額とします。</p> <p>③～⑤（同 左）</p>
<p>（信託終了時の交換等） 第41条 （削 除）</p>	<p>（信託終了時の交換等） 第41条</p> <p>①委託者は、この信託が終了することとなる場合は、受益者が保有する受益権について、信託終了時における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する投資信託証券を、当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引換えに交換するものとします。</p> <p>②委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、第1項による交換時において、当該第一種金融商品取引業者が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。</p> <p>③第1項の投資信託証券の交換は、振替受益権については原則として受託者が交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関等に受け付けられたことを確認した日の翌営業日から行ないます。</p> <p>④委託者は、信託終了日の4営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したものと取扱うこととし、受託者は、当該受益権に係る振替受益権が交換投資信託証券の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。</p> <p>⑤第1項から第3項の規定にかかわらず、受益者の保有する受益権のうち、第1項の交換に必要な受益権口数に満たない振替受益権については、信託終了日以降、償還価額をもって委託者の指定する第一種金融商品取引業者が買取を行なうものとします。</p> <p>⑥委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、前項の買取を行なうときは、当該第一種金融商品取引業者が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。</p>

<p>(質権口記載または記録の受益権の取り扱い) 第42条 ①振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、<u>一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等</u>については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。</p>	<p>(質権口記載または記録の受益権の取り扱い) 第42条 ①振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、<u>交換請求の受付および交換投資信託証券の交付(信託終了時の交換等を含みます。)</u>については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。</p>
<p>附則 (1)約款第18条および第20条に規定する「別に定める投資信託証券」とは、次のものをいいます。</p> <p>追加型証券投資信託 CSI300インデックスファンド(適格機関投資家向け)受益証券</p> <p>証券投資信託 マネー・オープン・マザーファンド受益証券</p>	<p>附則 (1)約款第18条および第20条に規定する「別に定める投資信託証券」とは、次のものをいいます。</p> <p>追加型証券投資信託 CSI300インデックスファンド(適格機関投資家向け)受益証券</p> <p><u>追加型証券投資信託 CSI300インデックスオープン(適格機関投資家転売制限付)受益証券</u></p> <p>証券投資信託 マネー・オープン・マザーファンド受益証券</p> <p><u>(2)本約款にて規定する「交換」に用いる投資信託証券は、(1)に定められた「別に定める投資信託証券」のうち、次のものをいいます。</u></p> <p><u>追加型証券投資信託 CSI300インデックスオープン(適格機関投資家転売制限付)受益証券</u></p>

<議案B：繰上償還に係る条件の追加>

新	旧
<p>(信託契約の解約) 第43条 ①(略)</p> <p>②委託者は、信託期間中において以下の各号に該当することとなった場合は、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合 2. CSI300指数が廃止された場合 3. CSI300指数の計算方法の変更等に伴って委託者または受託者が必要と認めたこの信託約款の変更が第48条第4項の規定を満たさず、行なわれないこととなった場合 4. <u>純資産総額が5億円を下ることとなった場合</u> <p>③～⑥(略)</p>	<p>(信託契約の解約) 第43条 ①(同 左)</p> <p>②委託者は、信託期間中において以下の各号に該当することとなった場合は、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合 2. CSI300指数が廃止された場合 3. CSI300指数の計算方法の変更等に伴って委託者または受託者が必要と認めたこの信託約款の変更が第48条第4項の規定を満たさず、行なわれないこととなった場合 <p>③～⑥(同 左)</p>

以上